

金融負債の公正価値会計に関する理論的基礎

陳, 釗
九州大学大学院経済学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1901727>

出版情報 : 経済論究. 159, pp.25-43, 2017-11-27. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :



金融負債の公正価値会計に関する理論的基礎*

The Theoretical Basis of Fair Value Accounting for Financial Liabilities

陳 釗[†]
Chen Zhao

目次

- I. はじめに
- II. 負債の概念
 - 1. 資本主理論による負債の概念
 - 2. 企業主体理論による負債の概念
 - 3. 将来キャッシュ・フローに立脚する負債概念とその測定属性の指向
- III. 金融負債の公正価値測定の論拠
 - 1. 会計理論の転換と金融負債の測定
 - (1) 資産負債アプローチにおける負債の位置づけ
 - (2) 金融負債の性質と現在価値
 - 2. 金融資産との理論的整合性
 - 3. 会計上のミスマッチの緩和
- IV. 金融負債の公正価値測定に係る問題点
 - 1. 負債のパラドックスの発生
 - 2. 負債パラドックスの解消の可能性
 - (1) 評価益計上の場合
 - (2) 評価損計上の場合
- V. おわりに

I. はじめに

伝統的に、会計学の研究対象は主として資産の評価であり、そこから期間利益計算を通じて企業資本の維持を取り扱ってきた。これに対し、負債の評価は研究上の注目を浴びることはさほどなかった。それは、負債の多くは金融負債であり、そのほとんどが契約上の決済額と契約利率を有しているからである。このように、契約によって確定的なキャッシュ・アウトフローが発生することから、従来、引当金のような不確定義務の見積もりなどを除けば、負債をいかに評価するかということは制度会計のもとで問題とならなかったのである。

しかし近年、会計の理論の潮流は、フローの期間配分を重視する収益費用アプローチから、ストックの評価を重視する資産負債アプローチへと転換した。従来とは異なり、企業の経営成果の事後的評価よりも、むしろ投資の成果に対する事前の期待に応えることが会計情報に要請されるようになってきたのである。資産負債アプローチにおいては、資産－負債＝持分とし、持分の増減によって損益を

* 本稿の作成にあたっては、大石桂一教授(九州大学)から有意義なご助言を数多く頂いた。ここに記して、御礼申し上げます。また、本稿における誤謬は全て筆者に責に帰するものである。

[†] 九州大学大学院経済学府博士後期課程

計算する。それゆえ、負債の評価は資産の評価とともに持分の算定、ひいては期間利益の計算において重要な役割を果たすことになる。

こうした資産負債アプローチのもとで、公正価値によって財務諸表に計上される資産項目が金融資産を中心に徐々に増加するにつれて、その反面としての金融負債に対する公正価値測定の問題が脚光を浴びるようになってきた。この負債の公正価値測定は論争の多い領域であるにもかかわらず、必ずしも論点が十分に整理されているとはいえない。そこで本稿では、資産負債アプローチに立脚した上で、金融負債の公正価値測定に関する論拠を改めて問い直すとともに、その問題点を明確にしたい。

II. 負債の概念

20世紀初頭、Hatfield [1909] やPaton [1922] が負債の定義を試みた。その後、AAA [1948] やFASB [1985] が負債を体系的に説明しようと努力してきた。これらの文献では、負債はそれがもつ多様な性格を反映して様々に定義されているが、いずれもその背後には会計主体論があり、それに基づいて貸借対照表の構成項目である資産、負債および資本の相互関係が決定されている。

ここでは、まず議論の前提として、会計主体論の意義と代表的な学説を確認しておくこととする。会計理論上、会計主体論とは、会計を誰の観点ないしどのような立場から行うべきか、すなわち会計の主体は誰かという考え方のことである。会計主体論には諸説あるが¹⁾、基本となる会計主体論は資本主理論 (proprietary theory) と企業主体理論 (entity theory) ²⁾の2つであり、それぞれ、資産、負債および資本³⁾ (持分) の関係について独自の理論を示している。そこで以下では、この2つの会計主体論を手掛かりとして、負債の概念を考察する。

1. 資本主理論による負債の概念

資本主理論は、企業を所有する資本主 (株式会社の場合には株主) の立場を重視する考え方であり、Hatfieldの*Modern Accounting*によって提唱された。資本主理論における資産、負債、資本の関係は次の式で表されることになる (Hatfield [1909], pp.1-2, 14) ⁴⁾。

1) 会計主体論は、本稿で取り上げる資本主理論と企業主体理論の他にも、企業体理論 (enterprise theory)、代理人理論 (agency theory)、資金理論 (fund theory)、コマンダー理論 (commander theory)、残余持分理論 (residual equity theory) などが展開されてきた。しかし本稿では、資本主理論と企業主体理論を代表的な説とみなし、それら以外は詳しく検討しないこととする。会計主体論について、詳しくは酒井 [2007]、小見山 [2013]、岩崎 [2014]、鎌田 [2015] などを参照。

2) 企業主体理論は、いわゆる企業実体 (または会計実体) の公準とは異なるものである。企業実体の公準は、会計の対象の範囲を決定するものであって、会計が行われる対象の目的や性質をどのように見るかという会計主体論とは別の次元の問題である。Vatter [1947] が指摘しているように、資本主理論と企業主体理論のいずれの場合であっても、記録・報告すべき関心の対象としての企業の存在を前提をとしなければならないのである。

3) 伝統的には、「資本」と呼ばれていた貸借対照表の一部が、近年、「純資産」と呼ばれるようになったことについては、周知の通りである。

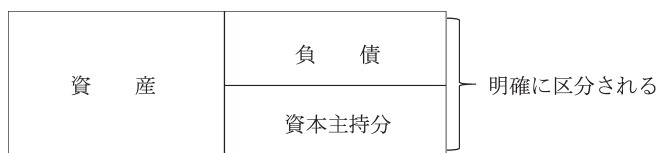
4) Hatfield [1909] は、Schaerの簿記理論に依拠し、財産 (Goods) = 資本主持分 (Proprietorship) といった会計等式を原初等式として提示した (p.1)。等式の左辺に表される財は、その価値が正か負かによって積極的財産 (資産) と消極的財産 (負債) とに区分される。すなわち、両者は同次元の対称な概念として捉えられる。そして、積極的財産から消極的財産を控除した残余のすべてが資本主に帰属する (pp.14-15)。したがって、その原初等式は次のように変形させることができる。積極的財産 - 消極的財産 = 資本主持分。この資本等式を基礎とし、資産と負債の差額において資本を計算する構造をもつところから、アメリカにおいて資本主理論として特徴づけられている。

$$\begin{array}{c} \text{財産 (Goods)} = \text{資本主持分 (Proprietorship)} \\ \swarrow \quad \searrow \\ \text{資産 (positive goods)} \quad - \quad \text{負債 (negative goods)} \end{array}$$

このように資本主理論においては、積極的財産を示す資産と消極的財産を示す負債の差額である純資産は資本主に帰属する持分とみなされる。負債は資本主持分のマイナスの構成要素であるので、資本主持分とは明確に区分しなければならない(図表1参照)。すなわち、負債と資産の同質性(財産という概念で一括する)および負債と資本の差異性が主張されている(Hatfield [1909], p.185)。

なお、資産と負債との関係について、Canning [1929]では、負債は資産とキャッシュ・フローの方向が異なるだけで、それ以外は何も変わらない(p.50)と述べられているが、これは本質的には負債と資本の異質性を強調するものであり、したがってCanningの説は負債を消極的財産とみなす資本主理論に属する。また、Fisher [1930]でも負債はマイナス資産であって、資産は資本主へのサービスの流れを表すのに対して、負債は資本主からのサービスの流れを表す(p.612)と指摘されている。

図表1 資本主理論による負債の位置づけ



出所：筆者作成

資本主理論では、純資産の運用による成果である純利益を獲得するための犠牲が費用とみなされるので、支払利息は費用項目となるが、支払配当金は成果である純利益の配分としての利益処分項目であると考えられる(小見山 [2013], 86頁)。したがって、支払利息と支払配当金は異なって処理される。

2. 企業主体理論による負債の概念

Patonは*Accounting Theory*において資本主理論を批判し⁵⁾、これにかわる主体論として企業主体理論を提唱した。Patonの企業主体理論のもとでは、企業と資本主(所有者)とは別個の存在であるとみなされる。資本主理論が資本主を中心とする企業観をとるのに対し、企業主体理論にあつては、資本主から分離した権利義務の主体というものの存在を強調するのである。また、企業主体理論では、支払利息および支払配当金は資産の運用による成果である純利益を獲得するための犠牲としての費用項目または純利益の配分としての利益配分項目と考えられ、両者はいずれも同様に処理される。Patonの企業主体理論は、次の等式を基礎とする(Paton [1922], p.38)。

5) Patonは、「会計の技法は、大規模な企業の状況に対応するように急速に発展しているが、会計理論は実務より遅れている。個人企業やシンプルな組合の場合には、資本主理論は満足のできる主要な理論である。しかし、支配的な株式会社の形態の会計体系を説明する方法としては不完全である」(Paton [1922], p. xiii)と述べている。

$$\begin{array}{c} \text{資産 (Properties)} = \text{持分 (Equities)} \\ \swarrow \quad \searrow \\ \text{債権者持分} + \text{資本主持分} \end{array}$$

このように企業主体理論においては、負債と資本は、資産に対する権利という要素に還元されることによって、同質なものとみなされている（徳賀 [1982], 55頁）ので、両者を明確に区分する必要はないと考えられている。また、資本主と債権者はともに企業に対する資金提供者として位置付けられる。そして、この思考のもとに行われてきたのが持分概念、あるいは資金概念に基づく負債の定義である。

まず持分概念による場合、負債は債権者持分、資本は資本主持分と定義される。ここで持分とは企業資産に対する抽象的な請求割合のことである⁶⁾。図表2のように、企業資産に対する間接的かつ割合的な請求権に着目するのが持分概念による負債と資本の定義である。アメリカ会計学会（American Accounting Association: AAA）は、1948年の『会社財務諸表の基礎をなす会計諸概念及び諸基準』（Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements）において、このような会計思考のもとで負債を「過去の活動から生起する企業に対する債権者の請求権であって、会社資源の支払または利用によって弁済されるべきものである」（AAA [1948], p.342）と定義している。

図表2 持分概念による負債の定義

資 産	負 債 (資産に対する債権者持分)
	資 本 (資産に対する資本主持分)

図表3 資金概念による負債の定義

資 産 (資金の存在形態)	負 債 (債権者からの資金額)
	資 本 (資本主からの資金額)

出所：筆者作成

資本主と債権者が企業資産に対して割合的な請求権を持つのは、もともと資本主と債権者が企業に資金を提供しているからにほかならない。図表3のように、この資金の具体的な存在形態を資産とし、資本主からの資金調達を資本、債権者からの資金調達を負債とするのが、資金概念に基づく負債の定義であるといえる。

この思考に従えば、資産は「資本の具現形態」あるいは「運用形態」であるのに対して、負債は「由来」あるいは「調達源泉」である。つまり、資産と負債はプラスとマイナスという関係にあるのではなく、負債は自己資本と並ぶ資本の調達源泉、すなわち全体としての財産増加の原因とみなされてい

6) 例えば、A氏が現金250万円を出資して株式会社を設立し、友人から150万を借り入れて機械設備170万円と原材料100万円を購入したとしよう。この場合、資本主であるA氏も債権者である友人も個々の材料や機械設備の引き渡しを要求することはできない。しかしA氏は資産の全体に対して250万円（62.5%）、友人は150万円（37.5%）の割合で請求権を持つ。

るのである。

以上検討してきたように、資本主理論と企業主体理論との会計思考の差異は、負債に対する異なる解釈をもたらしている。すなわち、企業を資本主（株主）の所有物であり、私的用具とみる資本主理論によれば、資産は積極的財産、負債は消極的財産である。これに対して、企業を資本主（株主）から独立した社会的制度とみる企業主体理論によれば、負債は他人資本、資本は自己資本であり、資産に対する請求権の強弱はあるが、ともに資金調達形態であることに変わりはない。

3. 将来キャッシュ・フローに立脚する負債概念とその測定属性の指向

企業主体理論に基づく負債は、負債と資本を同一の概念（持分概念あるいは資金概念）によって説明したものであり、またその定義は過去のキャッシュ・フローに立脚している。これとは逆に、資産負債アプローチのもとで、将来キャッシュ・フローに基づく資産と負債の定義を展開しているのがアメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）と国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee: IASC）から公表されている概念フレームワークである。

具体的に、FASBは概念フレームワーク第6号『財務諸表の構成要素』（Elements of Financial Statements: SFAC No.6）において、「資産とは、過去の取引や事象の結果として、特定の実体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済便益である」（FASB[1985], para.25）と述べ、また、「負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が他の実体に対して、将来、資産を引渡または用役を提供しなければならない現在の義務（obligation）から生じる、発生の可能性が高い将来の経済的便益の犠牲である」（FASB [1985], para. 35）と定義している。

一方、IASCは、1989年に『財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク』（the Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements: IASC[1989]）を公表しているが、FASBと同様に資産・負債アプローチを採用し、資産と負債をそれぞれ次のように定義している。すなわち、資産とは、「過去の事象の結果として特定に企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源」であり、負債とは「過去の事象から発生した特定の企業の現在の義務であり、これを履行するために経済的便益を有する資源が当該企業から流出する結果になると予想されるものである」（IASC [1989], para. 49）。

FASBおよびIASCでは、若干の表現の相違はあるが、基本的には将来のキャッシュ・フローの観点から資産と負債が定義され、この観点から、従来とは違った新たな測定属性が導き出されている。

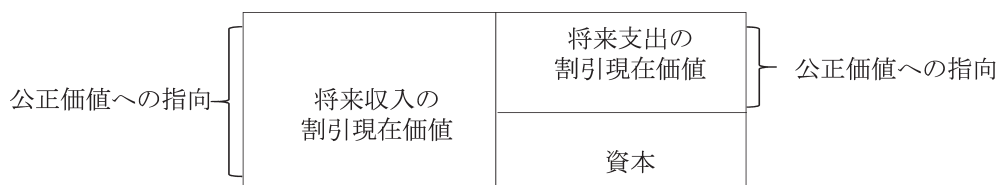
もし企業主体理論のように過去のキャッシュ・フローに着目するならば、負債と資本とは過去の収入ないし資金の調達源泉として同一属性のものと考えられる。この考え方のもとでは、貸借対照表日に企業が調達した資金額を過去の収入として貸借対照表の貸方に収容し、その運用額を過去の支出として、その借方に計上する。こうして、資産は過去の支出額すなわち取得原価で測定され、負債と資本は過去の収入額（調達額）によって測定されるべきだと考えられる。

これに対して、将来のキャッシュ・フローに着目するときには、資産を将来、企業にもたらされる経済的便益と捉えて、それを将来キャッシュ・インフローの割引現在価値で表わし、負債は経済便益

の将来の犠牲であるから、将来キャッシュ・アウトフローの割引現在価値で表わすことになる。このような資産・負債の概念を前提とする場合、資産と負債がともにキャッシュ・フロー要因として同一のカテゴリーに属し(プラスのキャッシュとマイナスのキャッシュとしてベクトルは逆)、そして両者の差額を資本として表示する。こうした関係によって資本にも将来キャッシュ・フロー概念が内在している。したがって、FASB [1985] およびIASB [1989] に定義されている資産・負債は、形式上、資本主理論に属するものとみなされている⁷⁾。

このような思考のもとで資産・負債は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値あるいは、現在価値に基づく会計測定目的としての公正価値で測定されることが理論的に求められるようになってきた。

図表4 将来の視点から定義された資産・負債



出所：筆者作成

III. 金融負債の公正価値測定論

上述したように、FASB [1985] およびIASB [1989] においては、将来に対する視点を負債に導入することが資産負債アプローチのもとで理論化されたが、それが直ちに負債の公正価値測定を意味したわけではなかった。すなわち、FASBやIASBの概念フレームワークが公表された後も、負債の貸借対照表額は「公正価値」ではなく、過去の「取引価格」として表れ、その金額は取得原価主義会計によって維持されたのである。他方、資産については、経済環境の変化に伴って、会計的制度としての取得原価主義と実現主義に疑問が投げかけられ、その結果、1990年代初頭には金融資産に公正価値測定が導入されるに至った。これを受けて、1990年代の後半から、公正価値による負債測定をめぐる議論が始まった。つまり、金融負債に対する公正価値評価は、金融資産の公正価値評価に端を発してい

7) IASBの後身である国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) は2004年のAgenda Paper No.10において、会計主体論に関する当時の現状認識としては、資本主理論でも企業主体理論でもなく、両者を併用した混合モデルによっているという考えを示していた (IASB [2004b], 40-43)。しかし、その後2008年に公表された予備見解「報告企業」においてIASBは、会計主体論として、混合モデルではなく、企業主体理論によることを暫定的に決定して (IASB [2008], para.107)、混合モデルから企業主体理論へ移行し、それに従って報告企業について統一的説明を試みようとしたが、企業主体理論では、現行の(改訂版)概念フレームワーク等の内容を説明できない多くの矛盾が生じてきており、それに成功していないことが明らかになった。例えば、IASBの財務諸表の構成要素の定義では、負債の定義は、マイナスの資産と定義されている (IASB [2013], para.2.11)。また、IASBは、貸借対照表を重視し、かつ負債と持分とを明確に区別し、持分が資産から負債を差し引いた残余持分 (IASB [2013], para.5.2)、すなわち資産-負債=持分と考えている。さらには、IASBでは、配当を、資金調達コスト (費用) としてではなく、利益処分と考えている。こうしたことから、岩崎 [2014] では、これらの主張が、資本主理論に基づくものであると考えることができると述べられている。

るのである。

以来、金融負債の公正価値測定については、さまざまな問題が指摘されてきた。特に2008年の金融危機以降、資本市場に著しい信用の収縮をもたらした（ないしは助長した）原因が広く問われ、1980年代のS&L危機の場合と同じように、会計にも追及の目が向けられた。その際に、金融負債への公正価値の適用による評価損益の認識について、否定的な見解が多くみられた。

このように、公正価値の適用をめぐることは、金融資産と金融負債では論点や反応が異なっている。それゆえ、金融負債を継続的に公正価値評価することの是非を検討する前に、土台となる準備作業として、金融負債の公正価値測定に関する根拠をさらに検討する必要がある。

1. 会計理論の転換と金融負債の測定

(1) 資産負債アプローチにおける負債の位置づけ

長い間、制度会計の目的は期間利益の計算であり、それは経営資本の維持に昇華されなければならないとされてきた。そのため、評価は資産についてのみ求められ、負債は、等閑視されてきたのである。このような会計思考は、その根底に収益費用アプローチによる利益観がある。しかし、会計の目的の変化は、過去指向の利益計算よりも未来指向の意思決定に有用な情報の獲得という観点から利益観に変化をもたらし、資産負債アプローチによる利益観に辿りついた。両アプローチは、FASBが1976年12月に公表した討議資料『財務会計および財務報告のための概念フレームワークに係る問題の検討：財務諸表の構成要素およびそれらの測定』（Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement）で詳細に検討されていた。そこで、まず両アプローチに関して、その利益測定モデルについて考察するとともに、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計理論の転換による負債の位置づけの変容について明らかにする。

収益費用アプローチは、会計の重要な概念として収益と費用に重きをおき、収益と費用をもって中心概念とする考え方である（山口 [2015], 77頁）。収益費用アプローチでは、利益を、儲けを得てアウトプットを獲得し販売するためにインプットを用いる企業の効率性の測定値と捉えるので、利益は一定期間の収益・費用差額に基づいて定義される。すなわち、企業の利益稼得活動からのアウトプットの財務表現である収益と企業の利益稼得活動へのインプットの財務表現である費用が当該アプローチの鍵概念（key concept）となる（FASB [1976], para.38）。したがって、収益費用アプローチによる利益とその測定は、基本的には、以下のように表すことができる（FASB[1976], para.194 E-3）。

$$\text{収益} - \text{費用} = \text{利益}$$

そして、そのことから、収益・費用の測定、ならびに一定期間における成果（収益）と努力（費用）を関連づけるための収益・費用の認識時点の選定が、財務会計の基本的な測定プロセスとして位置づけられる（FASB [1976], para.39）。その結果、収益・費用が支配的な概念であり、資産・負債の測定は利益測定のプロセスの必要性によって規定される。

一方、資産負債アプローチは、会計の重要な概念として資産と負債に重きをおき、資産と負債をもつ

で中心概念とする考え方である（山口 [2015], 82頁）。資産負債アプローチでは、利益を一定期間における企業の正味資源の増加測定値と捉え、利益は資産・負債の増減額として定義される。すなわち、当該アプローチにおいては、企業の経済的資源の財務表現としての資産と将来他の実体（個人を含む）に資源を引き渡す企業の義務の財務表現としての負債が鍵概念とされている。したがって、資産負債アプローチによる利益とその測定は、基本的には、以下のように表すことができる（FASB [1976], para.194 E-1）。

$$\text{資産} - \text{負債} = \text{正味資産}$$

$$\text{正味資産の増加（ただし資本の拠出を除く）利益}^8)$$

そして、そのことから、資産・負債の属性およびそれらの変動を測定することが、財務会計の基本的な測定プロセスとして位置づけられ、その結果、他の財務諸表構成要素（資本、収益、費用など）が、資産・負債の属性測定値の差額または属性測定値の変動額として測定されることになる（FASB [1976], para.34）。

上記の両アプローチを比較すると、収益費用アプローチは、鍵概念である収益および費用を定義し、それらの時点決定を行った結果から、帰納的に他の構成要素を導き出すという特質を有している。一方、資産負債アプローチは、鍵概念である資産および負債を定義し、これらの定義とそれらの増減の観点から、演繹的に他の構成要素を定義するという特徴を有している。それゆえ、会計理論のパラダイムが収益費用アプローチから資産負債アプローチへと転換したことに伴って、負債の地位とその評価の理論的重要性が増しているのである。

(2) 金融負債の性質と現在価値

IASBのIAS No.32では、金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債または資本性金融商品の双方を生じさせる契約をいうものとされており、そのうち、金融負債とは、他の企業に現金もしくは他の金融資産を支払う契約上の義務、もしくは金融商品を該当企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する契約上の義務と定義されている（IASB [2004a], para.11）。このような金融負債を構成する契約上の義務も最終的に契約当事者にキャッシュ・フローの受払いをもたらすものである。それゆえ、金融負債の本質は将来キャッシュ・フローに対する契約上の義務であるといえる（古賀 [2000], 92頁）。

金融商品の場合、将来キャッシュ・フローが受払いされる時期は契約によって如何にも定めることが可能であることから、個々の将来キャッシュ・フローの金額を単純合計しても、金融商品の価値にはならない。受払いの時期が異なるキャッシュ・フローの価値を、現時点を基準として統一的に測定するためには、貨幣の時間的価値や不確定性を織り込む必要がある⁹⁾。

一般に、将来キャッシュ・フローの価値は、貨幣の時間的価値を組み込むと、たとえその金額が同じであっても、その時期が早いほど大きくなり、遅いほど小さくなる。また、将来キャッシュ・フロー

8) この式は、以下のような変形で表すことができる（松本 [2002], 105-109頁）。すなわち、利益＝期末純資産－期首純資産＝（資産の増加－資産の減少）－（負債の増加負債の減少）＝（資産の増加＋負債の減少）－（資産の減少＋負債の増加）。

の価値は、たとえその金額や時期が同じであっても、その不確実性が高いほど小さくなり、低いほど大きくなる。このような将来キャッシュ・フローの時期や不確実性に起因する経済的差異を識別するための共通の価値尺度を提供するのが将来キャッシュ・フローの現在価値である¹⁰⁾ (FASB [2000], para.20)。

現在価値は、近年、評価基準の一般概念として定着しつつある「公正価値」概念と密接に結びついている。具体的に、FASBのSFAC No. 7では、「一次認識およびフレッシュ・スタート測定において現在価値が用いられる場合、その唯一の目的は公正価値を見積もることである」(FASB [2000], para.25)とされている。さらには、FASBの財務会計基準書第157号(SFAS No.157)とIASBの国際財務報告基準第13号(IFRS No.13)は、出口時価を、公正価値の適用形態として具体化させた。出口時価が公正価値であり得るのは、資産・負債に対する観察可能な価格を市場で入手することができる場合に限られる。この場合には、現在価値による測定を行う必要がない¹¹⁾。しかし、観察可能な価格を入手することができない場合(レベル3の場合)には、価格をいくらか見積もるかを決める上で、現在価値が唯一の利用可能な評価基準となる。すなわち、この場合は現在価値が唯一の公正価値となるのである。

以上のことから、金融資産・負債は、契約上の権利または義務から生じると期待される将来キャッシュ・フローの現在価値によって統一的に評価することができる。今日における財務報告の目的の中心は、投資家をはじめとする企業の利害関係者に対して、企業成果の予測や企業価値の評価に役立つ情報を提供することにある。それゆえ、企業の金融・財務活動の実態やその成果を的確に把握する上では金融資産・負債の現在価値が理想的な測定値であり、その測定手法も金融資産・負債の定義に合致するものである。また、FASBは、現在価値測定による会計測定目的が、公正価値の見積もりへ一本化されるので、金融資産・負債の評価は公正価値測定によって基礎づけられるべきであるとしている。

9) なぜ測定値に時間的価値や不確実性を織り込む必要があるのかを考えてみる。ここで、非割引額では10,000ドルとして測定される4つの資産があり、それらは、それぞれ次のように異なる特性を持っているとしよう。

- a. 1日満期で契約により確定した10,000ドルのキャッシュ・フローを生み出す資産。キャッシュ・フローの受け取りは確実である。
- b. 10年満期で契約により確定した10,000ドルのキャッシュ・フローを生み出す資産。キャッシュ・フローの受け取りは確実である。
- c. 1日満期で契約により確定した10,000ドルのキャッシュ・フローを生み出す資産。最終的に受け取る金額は不確実である。
- d. 10年満期で契約により確定した10,000ドルのキャッシュ・フローを生み出す資産。最終的に受け取る金額は不確実である。

これらの資産は、合理的な企業にとっては、無差別なものであるとはいえない、しかしながら、将来キャッシュ・フローの非割引額でこれらの資産が測定されていると、その額はいずれも10,000ドルになる。したがって、キャッシュ・フローの生起するタイミングの異なる資産の差別化を図るには、時間的価値や不確実性を反映させる必要がある。

10) 現在価値とは、将来キャッシュ・フローをその発生までの期間に対応する利率によって現在に割引いた金額である。具体的に、現在価値 V は、 i 期に期待されるキャッシュ・フローを C_i 、割引率を γ とすると以下の式で求められる($i=1, 2, \dots, n$)。 $V = \sum_{i=1}^n C_i / (1+\gamma)^i$ 。

ここでは、将来キャッシュ・フローの発生までの期間が長いほど分母の割引係数が大きくなるのでその現在価値が小さくなる。また、将来キャッシュ・フローの不確実性が高いほどリスク・プレミアムが高くなり利率が高くなるのでその現在価値が小さくなる。

11) それは、市場における現在価値の評価が、そのような価格の中にすでに織り込まれているからである。すなわち、この場合には、出口時価と現在価値が一致するので、現在価値で測定する必要がないのである。

2. 金融資産との理論的整合性

前述のようにFASB [1985] およびIASB [1989] においては、資産は「将来の経済的便益」、負債は「将来の経済的便益の犠牲」という形で定義されている。このことから、負債の定義が資産の定義を含んでいること、すなわち、負債の定義は資産の定義に依存していること（佐藤 [1992], 114頁）が分かる¹²⁾。ゆえに、会計測定の整合性の観点から考えると、金融資産に公正価値測定を適用するのなら金融負債も同様に公正価値測定すべきであるという主張は、一見すれば、ある意味で当然の主張ともいえる。

実際、資産と負債は当然に同一の尺度で評価されるべきとする説が古くから存在している。例えばBaxter [1984] は、資産を積極財産と捉え、負債を消極財産と捉える見解に立脚することにより、資産および負債の評価基準に「論理的対称性」(logical symmetry) を求めている (p.224)。もっとも、Baxter [1984] では、資産に適用されるのはBonbrihtgのいう剝奪価値¹³⁾であり、それは負債には解除価値¹⁴⁾として適用されると提唱されている。また、Solomons [1986] でも、負債の解除価値は、資産に適用される企業にとっての価値を鏡に映した写像である (p.174) と述べられている。

これらの説は、前述の資本主義論のように、負債は資産と同質的なもの、つまりマイナス資産として捉えている。それゆえ、かかる関係に見合う測定基準は、資産・負債ともに同一の尺度での出口価値であると考えても不思議ではなく、この「論理的対称性」の観点からすると、金融資産に公正価値測定を適用するのなら金融負債も同様に公正価値測定すべきである、ということになる。これを突き詰めれば、負債の公正価値が適用可能であることの論拠は、資産の定義と負債の定義の対称性に求められるのである。

3. 会計上のミスマッチの緩和

金融負債の公正価値測定を支持するもう1つの論拠として、「会計上のミスマッチ」の緩和が挙げられる。現行の会計制度は、金融資産および金融負債のそれぞれを複数のモデルで測定する混合測定モデルを採用している。このため、資産と負債が同じポートフォリオで管理されるなど、資産と負債の間に「貸借対照表上の対応関係」(Nissim and Penman [2008], p.57) が存在する場合に異なる測定アプローチを適用すると、問題が生じる可能性がある。

例えば、運用サイドの金融資産が公正価値で測定される資産で、調達サイドの金融負債が償却原価で測定される負債である場合には、資産の評価損益が純利益に計上される一方、負債の公正価値の変動が認識・測定されないため、経済的な相殺効果が反映されないことになる。これに対して、資産・負債の双方が同じ認識・測定ルールに基づいて報告されるならば、それぞれの公正価値変動額が相殺しあって期間利益のミスマッチが緩和されることが期待される。これが、金融負債と金融資産に同じ

12) FASBおよびIASBのみならず、例えば、資産と負債の関係については、Kerr [1988] の第2章やMiller and Islam [1988] の第2章でも、このような依存関係が述べられている。

13) Bonbrihtg [1937] は、剝奪価値を所有主が当該資産を剝奪されると仮定した場合に被るであろう、直接的および間接的なあらゆる損失の逆の値に等しい金額と定義している (p.71)。

14) Baxter [1984] は、解除価値を、企業が当該負債に係る負担から解放されたらと仮定した場合に得られるであろう便益と定義している (p.224)。

測定アプローチを適用すべきという主張につながっている。

IV. 金融負債の公正価値測定に係る問題点

1. 負債のパラドックスの発生

前節では金融負債に公正価値測定を適用する論拠を検討したが、批判的な見解も根強く存在する。とりわけ、金融負債を公正価値で評価する際に大きな問題点として常に存在し続けているのは、自己の信用リスクとの関係の問題である。金融負債の発行企業の経営状態が悪化し信用リスクが上昇した時、金融負債を公正価値で測定すると負債の減少により利益が計上され、反対に信用リスクが低下すると負債の増加により損失が計上される。これは「負債のパラドックス」と呼ばれる現象である（田中 [2003], 61頁；Upton [2009], para.48；徳賀 [2010], 18頁；草野 [2010], 61頁）。市場における価値の認識という点からすれば、金融資産（債権）の減価は自然なものとなるが、第三者から見れば、債務者の信用状態が悪化すると利益が生じることは、一般の直観的認識と逆行する（徳賀 [2011], 137頁）。それゆえ、金融負債の公正価値測定の是非は論争的となってきたのである。

ここで「負債のパラドックス」の発生について、簡単な設例を用いて説明する¹⁵⁾。

【設例】

- ① X社とY社は、新設工場の建設資金として、20X0年1月1日にゼロ・クーポン債を発行して資金調達を行った。
- ② X社は事前償還のない期間5年のゼロ・クーポン債\$10,000を資金提供者に発行する。X社の信用格付けはAAであり、それに合わせて当該債券は金利7%で割引され、X社は\$7,131 ($10,000/1.07^5$) を現金で受領する。
- ③ Y社も事前償還のない期間5年のゼロ・クーポン債\$10,000を資金提供者に発行する。Y社の信用格付けBであり、それに合わせて当該債券は金利10%で割引され、Y社は\$6,209 ($10,000/1.1^5$) を現金で受領する。
- ④ 第2年の期末から、X社の信用状態は格付けAに悪化し、市場金利は8%に上昇した。同じく第2年の期末から、Y社の信用状態は格付けAに改善し、市場金利は8%に低下した。それ以降返済日までに両会社の信用状態の変動はないと仮定する。

設例において、ゼロ・クーポン債を発行した両社における会社処理は、図表5のようになる。

15) この例はCrooch and Upton [2001] を参考にした。また、この設例では、自己の信用リスクの変動を描写するため、X社とY社が発行したゼロ・クーポン債が公正価値で測定される場合を仮定し、さらに、公正価値の変動は、両会社の信用リスクの変動のみが原因となっていると仮定している。

図表5 自己の信用リスクの変化とその影響

期間	X社		Y社	
	信用状態に応じた利子率		信用状態に応じた利子率	
	第1-2年	7%	第1-2年	10%
	第3-5年	8%	第3-5年	8%
	利息	帳簿価格	利息	帳簿価格
0	—	7,131	—	6,209
1	499	7,630	621	6,830
2	534	8,164	683	7,513
2'	—	7,938	—	7,938
評価損益	—	226	—	△425
3	635	8,573	635	8,573
4	686	9,259	686	9,259
5	741	10,000	741	10,000

^{#1}226 = 8,164 - 7,938 ^{#2}△425 = 7,513 - 7,938

出所：筆者作成

図表5のように、X社は第2年の期末から信用リスクが悪化したことによって資金調達の世界金利が7%から8%に上昇した。そこで、当初の利子率7%で計算した\$8,164と改定後の利子率8%で計算した\$7,938の差額\$226が社債評価益として計上される。これに対して、Y社は信用リスクが改善したので資金調達の世界金利が10%から8%に低下した。そこで、当初の利子率10%で計算した\$7,513と改定後の利子率8%で計算した\$7,938の差額\$425が社債評価損として計上されることになる。

このように、金融負債の公正価値測定に企業の信用状態を反映させる場合、信用リスクの悪化は、計上される負債を減少させてしまう。この負債の減少という借方計上の貸方相手は利得であるが、その結果、企業は経営が悪化したおかげで利益を獲得しているように見える。逆に、企業の信用リスクの改善は、債務の計上額を増加させるので、企業は信用格上げの結果、経営成績が悪化しているように見える。

こうした測定結果は明らかに直観に反するので、IASBは「投資家およびその他の財務諸表の利用者によって理解されないであろう」という懸念を示していた (IASB [1997], para.6.8)。実際、その後展開される金融負債の公正価値の反対論の多くは、企業の業績の悪化に伴う自己の信用リスクの上昇という不利な状況の発生にもかかわらず、評価益が計上されること、すなわち「負債のパラドックス」を根拠としている。

2. 負債パラドックスの解消の可能性

(1) 評価益計上の場合

企業の信用リスクの悪化は、通常、その企業が保有している資産の毀損を伴うか、あるいはそれを原因として生じる。それゆえ、前述の「負債のパラドックス」の中身をより詳細に検討すると、それとマッチングし得る資産の評価損との対応関係の観点から、以下の2つのケースに分解できることが分かる。すなわち、①毀損する資産が財務諸表で認識されている場合と、②それが認識されていない

場合、の2つである。

自己の信用リスクの悪化によって負債の評価益が発生するような状況においては、自己の信用リスクが悪化した原因として企業が得る収入の減少が生じており、その結果、資産も減少しているはずである。こうした点を考慮して、JWG [2000] では、資産価値の減少による評価損と負債評価益が相殺され、マッチングすることで、ネットでは評価益が生じないということが指摘されている (para.4.55)。このような考えが妥当なのかどうか。以下では具体的な例を用いて検討する。

社債の信用格付けの悪化は、通常、経営状態の悪化（例えば、製品の売上不振）によってもたらされるので、これに伴って企業設備の減損を認識した場合を考えてみることにする。上述の設例に、さらにX社が発行した期間5年のゼロ・クーポン債によって調達した資金を利用して作った工場設備から、第2年の期末に減損が発生するという仮定を追加する。

【設例の追加】

X社はゼロ・クーポン債で調達した\$7,131を製造設備の建設資金に充当した。当該設備の経済的耐用年数は5年、残存価額をゼロとして、定額法で減価償却を行う。当該工場は、20X0年1月1日に稼働をはじめたが、製品の売上不振で、20X1年12月31日に減損\$1,000（仮定の数字）を認識した。

図表6 製造設備の減価償却

年度	期首簿価	減価償却費	減損損失	期末簿価
20X0	7,131	1,426.2	—	5,704.8
20X1	5,704.8	1,176.2	1,000	3,528.6
20X2	3,528.6	1,176.2	—	2,352.4
20X3	2,352.4	1,176.2	—	1,176.2
20X4	1,176.2	1,176.2	—	0
合計	—	6,131	1,000	—

^{※1} $d_1 = c_1/n_1 = 7,131/5 = 1,426.2$ ^{※2} $d_2 = (c_2 - 1,000)/n_2 = (5,704.8 - 1,000)/4 = 1,176.2$

出所：筆者作成

当該設例において、販売不振が原因となってX社債券の信用格付けが悪化し、この結果として、20X1年末に工場設備から減損が\$1,000認識されるとともに、社債からは公正価値測定によって\$226の評価益が計上される。これらはいずれも経営状態の悪化（製品の売上不振）という原因によって引き起こされたものであり、相互に関連しているため、結果として、当期純利益のレベルで両者は相殺し合う効果があって、ネットでみれば負債の評価益は発生していない。この点に関して、先行研究では、信用格付けが悪化した企業について、平均的に見れば資産の減損は負債の評価益を上回るという証拠が示されている (Barth et al. [2008], p.659)。そうであるならば、自己の信用リスクの悪化によって計上される負債の評価益が、同原因の資産価値の減少額を上回るということを懸念する必要はないだろう。

この場合、表面上のパラドックスは残るが、評価益を超える評価損が計上されるので、企業全体と

して考えたとき、パラドックスとしての実質を伴っておらず、基本的には問題は生じていない。すなわち、金融負債の評価益は資産価値の減少による評価損と相殺されるため、企業全体としてのパラドックスは生じていないこととなる。

しかし、この関係が常に成り立つとは限らない。毀損する資産が財務諸表で認識されていない場合には、金融負債の評価益が資産の評価損で相殺される保証がないからである。そうした財務諸表で認識されていないオフバランスの資産の典型例が、事業用資産の取得原価を上回る「のれん価値」の部分である。

周知のように、事業投資の場合、個々の企業が市場平均的な期待を超えて見込む成果の分だけ、現在価値にオフバランスの無形価値、すなわち「のれん価値」が含まれている。これに対して、随時その全部または一部を市場の平均的な期待を反映した価格で売却できる金融資産には、のれん価値の部分は存在しない。負債で調達した資金は、必ずしも金融資産に投資されるわけではないし、また金融投資として運用されるわけでもない。一般事業会社では、むしろ大部分が事業用の資産に投資されている。

こうした事業投資に含まれるのれん価値の部分は、M&Aの際に計上される「買入れのれん」と区別する意味で「主観のれん」や「自己創設のれん」とも呼ばれるが、企業全体としてみた場合の「のれん価値」の総体を「自己創設のれん」ということもある。ここでは斎藤 [2013] に従い、自己創設のれんを「バランスシートの資産総額を超える企業価値(ないし純資産額を超える持分価値)」(358頁)と定義しておく。その認識は、経営者など測定者の主観に依存せざるを得ないので、測定信頼性が得られない。また、自己創設のれんを資産として計上すると、その分だけ期待された成果が事実として確定する前に利益が認識されてしまう。このように将来の利益を予想して先取する自己創設のれんは、オンバランスする積極的な意味がなく、FASBやIASBにおいても現在は計上することを認めていない¹⁶⁾。

上記設例のように、事業投資を行った後に経営環境の著しい悪化(例えば、製品の売上不振、材料価格の高騰、あるいは重要法律の改正など)が生じ、それにより当該事業投資に期待していた収益性が低下した際、一定の要件を満たしたならば資産の減損が認識される。ただし、事業投資の価値は、前述のオフバランスののれん価値部分から減少していくはずなので、のれん価値部分よりも大きな収益性の低下が起こらない限り、減損は財務諸表で認識されない。つまり、事業投資ののれん価値部分を考慮するならば、その評価益と評価損とが完全には対応しないので、表面上ばかりでなく、実質上もパラドックスが生じる可能性があるのである。

実は、先の設例では、毀損される資産がすべてオンバランスされているわけではなく、当然、のれん価値の部分がある。それゆえ、20X1年に計上した減損損失が意味するのは、事業の収益性の低下がのれん価値よりも\$1,000大きかった、ということである。このように、のれん価値を完全に喪失した上でさらに、負債の評価益を上回る額の減損が計上されて初めて、パラドックスは解消されるのであ

16) FASBのSFAC No.5は、財務諸表での認識を制約する4つの基準(定義、測定可能性、レリバンス、信頼性)を掲げて、事実上、自己創設のれんの認識を排除してきた。またIASBのIAS No.38では、自己創設のれんを資産として認識してはならないと規定している(para.48)。

り、その意味で上記設例はケース②の特殊事例なのである。前述のようにBarth et al. [2008] は、信用格付けが悪化した企業について、平均的に見れば資産の減損は負債の評価益を上回るという証拠を示したが、これは、一定数の企業は負債の評価益を下回る減損損失しか計上していなかったということの意味する。その原因としては、減損についての認識の遅れ、見積もりの誤り、経営者の恣意性の介入などが考えられるが、それらに加えて、のれん価値の部分も影響しているはずである。

結局、ケース①が完全に妥当するのは、金融負債で調達した資金が公正価値で評価される金融資産（つまり、のれん価値がない資産）に投資された場合か、のれん価値をすでに完全に喪失した事業投資の場合に限定される。このケース①であれば、理論的には、信用格付けが悪化した企業について、認識された資産の減損は、それが収益性の低下を正しく反映している限り、負債価値の減少による利得を超える。なぜならば、貸借対照表の借方で生じた資産の減少（減損）は、貸方では負債の減少（評価益）と純資産の減少（純利益のマイナス要素）の2つの部分に分けられるからである。それゆえ、資産の評価損と負債の評価益との相殺効果は十分となる。

一方、ケース②では、この相殺効果が不完全にしか発現しないことも、あるいはまったく発現しないこともある。まったく現れない例として、自己創設のれんを考えてみよう。存続している企業の自己創設のれんは、多様な原因によって生じる。例えば、特殊な技能を持つ優秀な従業員が在籍しているような場合が挙げられる¹⁷⁾。このような状況を反映して高い格付けが維持されていたが、そうした従業員の退職によって、当該企業が発行する社債の格付けが引き下げられることもあり得る。このようなときには、公正価値で測定される金融負債からは、自己の信用リスクの低下に起因する評価益が計上されるのに対して、自己創設のれんは、それ自体が認識されていないので、その毀損によって減損が認識されることはない。すなわち、金融負債の評価益と資産の評価損は、いずれも優秀な従業員の退職という原因によって引き起こされたものであるが、自己創設のれんの資産計上が認められない限り、金融負債の評価益を相殺することはできないのである。

したがって、事業投資ののれん価値部分であれ、あるいはその総体としての自己創設のれんであれ、オフバランスの無形価値がある②の場合には、自己の信用リスクの変化に起因する金融負債の評価益を、財務諸表で認識されていない無形資産の評価損と完全に対応させて相殺することはできないので、パラドックスとしての実質を伴っていることになる。

これまでの検討から明らかなように、①のケースのパラドックスは、現行会計制度を前提としても解消が可能なのに対し、②のケースのパラドックスは自己創設のれんの計上が認められない限り、完全には解消することはない。その意味で徳賀 [2010] は、①のパラドックスを「見かけ上のパラドックス」と呼び、②のパラドックスを「真のパラドックス」と呼んで区別している（徳賀 [2010], 18-20頁）。この指摘は非常に重要であるが、徳賀 [2010] は負債の評価益が計上される場合のみを取り上げており、評価損が計上される場合を取り扱っていない。むしろ、重大な問題が生じるのは後者の場合であり、それは信用格付けの向上に伴うパラドックス、いわば「アップ・グレーディング・パラドックス (up-grading paradox)」である。そこで、次にこの点について検討する。

17) 自己創設のれんをもたらす原因は、信用力、立地条件、優秀な企業経営陣、優れた技術、ブランド力、独占的特権等さまざまである。

(2) 評価損計上の場合

前述のように企業の信用状態が改善する場合、金融負債の公正価値の増加により損失が計上される。この改善は、さまざまな原因によってもたらされる。例えば、企業の主たる事業活動が好調になる場合などが考えられよう。しかしながら、このような事業活動に伴う要因と負債とを結びつけること、さらには特定の事業資産と信用状態の改善とを結びつけることは、収益性が低下して減損を計上する場合よりも遥かに難しい。仮にそれができたとしても、パラドックスの解消は期待できない。

たとえ製品の売上が増大しても、基本的には工場設備を公正価値で測定し直すことはなく、取得原価で測定され、これを基にした減価償却によって費用配分が行われる。減損が起こる場合には回収可能額まで評価減されるので、評価損と評価益が相殺される可能性があるが、収益性が改善した場合には、工場設備の評価益の計上は行われないので、そうした相殺効果は発現しない。すなわち、自己の信用リスクの低下によって負債の評価損が発生することは、必ずしも資産の評価益をもたらすわけではないので、負債のパラドックスは解消されないことになる。

もっとも、IFRSでは、現行の日本基準やアメリカ基準とは異なり、過去に認識した減損損失であっても、回収可能額が回復したときには戻し入れることが認められている。これは事実上、事業用資産の評価替えであり、そうした収益性の回復によって企業の信用状態が改善したのであれば、減損の戻し入れ益と負債の評価損との相殺効果がある程度は期待できる。しかしながら、そうした例外的な場合でさえも、のれん価値の部分に相当する減損の戻し入れは認められないので、相殺効果は不十分とならざるを得ない。

このように、減損の戻し入れを認めない日本基準やアメリカ基準はもちろんのこと、それを認めるIFRSにおいてできえ、負債のアップ・グレーディング・パラドックスは解消されない。これはISRSにおいて任意適用が認められている有形固定資産の再評価モデルを適用した場合でも、自己創設のれんの計上は認められないので同様である。要するに、事業用資産ののれん価値部分や自己創設のれんの増大（例えば、売上が激増した場合や、特殊な技能を持つ優秀な従業員を受け入れる場合）に起因した負債の信用度の改善が起こったとしても、これら無形資産の増値部分を評価益として認識することが行われない限り、負債の評価損が資産の評価益と相殺されることはない。したがって、企業の信用状態悪が悪化して評価益が計上される場合よりも、それが改善して負債の評価損が計上される場合の方が、負債のパラドックスが解消される可能性は遥かに小さいのである。

V. おわりに

近年、金融負債の公正価値会計は、注目を浴びている研究テーマの1つである。特にリーマンショック後の米国金融機関が、公正価値オプションを適用して多額の負債評価益を計上したことは、金融負債の公正価値会計に対する多くの批判や懐疑を惹起してきた。そこで本稿では、公正価値に基づく測定基準を金融負債に適用することの論拠を改めて検討し、その問題点を明確にした。

まず、資本主理論と企業主体理論という2つの会計主体論を手掛りとして、負債の概念を根源に遡って検討した。その結果、資本主理論が負債をマイナス資産とみなしているのに対して、企業主体理論

は負債を資産の反対面である持分の範疇に位置付けていることが明らかになった。その上で、FASBおよびIASBにおける負債の定義に、資本主義理論の特徴を見いだした。

次に、金融負債の公正価値測定論の論拠としては、主に3点があることを確認した。第1に、会計理論のパラダイムが転換したのに伴い、資産・負債の定義と現在価値測定との親和性が強調されるようになったこと。第2に、負債と資産との「定義上の対称関係」を測定面に延長して、その評価基準にも「論理的対称性」を求め、金融資産および金融負債にはともに公正価値を適用すべきと主張されるようになったこと。第3に、「会計上のミスマッチ」の緩和という観点から金融負債の公正価値会計を支持する論者が現れたこと。

しかし、リーマンショック後、金融負債の公正価値会計に対する批判や懐疑も多く提示されている。そこで、金融負債の公正価値測定の問題点を考察した。具体的には、金融負債の公正価値測定における問題点として「負債のパラドックス」という直観に反する現象を取り上げ、その発生原因を説明した上で、この「負債のパラドックス」に対する解消の可能性を検討した。その結果、次の2つのことが明らかになった。

第1に、自己の信用リスクの悪化によって負債の評価益が計上される場合、その評価益が財務諸表で認識されている資産価値の減少による評価損と相殺されるならば、「負債のパラドックス」としての実質を伴っておらず、基本的には問題は生じない。しかしながら、かかる評価益が事業用資産ののれん価値部分や自己創設ののれんにおける減価と対応しているならば、これらの無形資産の価値変動が財務諸表で認識されない限り、その評価益を完全に相殺することはできないので、「負債のパラドックス」の発生が避けられない。

第2に、自己の信用リスクの改善によって負債の評価損が計上される場合、その評価損を特定の資産と関連づけることは事実上不可能であり、しかも事業用資産について評価益を計上することは基本的にないので、「負債のパラドックス」はほぼ不可避なものとなる。

これまで「負債のパラドックス」に関する研究は主に、負債の評価益の計上を中心として、負債の公正価値評価の是非の考察に集中している。これに対して、負債評価損の計上を「負債のパラドックス」の検討に持ち込み、評価益が計上される場合よりも大きな問題をはらんでいることを明らかにしたことは、本稿の貢献であるといえる。

参 考 文 献

- American Accounting Association (AAA) [1948], "Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements: 1948 Revision", *The Accounting Review*, Vol.23, No.4, pp.339-344.
- Barth, M. E., L. D. Hodder, and S. R. Stubben [2008], "Fair Value Accounting for Liabilities and Own Credit Risk", *The Accounting Review*, Vol.83, No.3, pp.629-664.
- Baxter, W. T. [1984], *Inflation Accounting*, Philip Allan, Oxford.
- Bonbriegt, J. C. [1937], *The Valuation of Property*, McGraw-Hill.
- Canning, J. B. [1929], *The Economics of Accountancy*, The Ronald Press.
- Crooch, M. G. and W. S. Upton [2001], "Credit Standing and Liability Measurement" in *Understanding the Issues* 4(1), Financial Accounting Standards Board.
- FASB [1976], *Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial*

- Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, Financial Accounting Standards Board. (津守常弘監訳 [1997] 『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社)。
- FASB [1985], Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.6: *Element of Financial Statement*, Financial Accounting Standards Board. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB財務会計の概念<増補版>』中央経済社)。
- FASB [2000], Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, Financial Accounting Standards Board. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB財務会計の概念<増補版>』中央経済社)。
- FASB [2006], Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.157: *Fair Value Measurements*, Financial Accounting Standards Board.
- Fisher, I. [1930], *The Theory of Interest*. Macmillan.
- Hatfield, H. R. [1909], *Modern Accounting: Its Principles and Some of its Problems*, D. Appleton & Co. (松尾憲橘訳 [1971] 『近代会計学：原理とその問題』雄松堂書店)。
- IASB [2004a], International Accounting Standard No.32, *Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, International Accounting Standards Board.
- IASB [2004b], Agenda Paper No.10, *Conceptual Framework*, International Accounting Standards Board.
- IASB [2011], International Financial Reporting Standards (IFRS) No.13, *Fair Value Measurement*, International Accounting Standards Board.
- IASC [1989], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, International Accounting Standards Committee.
- IASC [1997], *Discussion Paper: Accounting for Financial Assets and Liabilities*, International Accounting Standards Committee.
- JWG [2000], *Financial Instruments and Similar Items, An Invitation to Comment on the JWG's Draft Standard*, Joint Working Group of Standard-Setters.
- Kerr, J. St. G. [1984], *The Definition and Recognition of Liabilities*, Australian Accounting Research Foundation. (徳賀芳弘訳 [1989] 『負債の定義と認識』九州大学出版会)。
- Miller, M. C. and M. A. Islam. [1988], *The Definition and Recognition of Asset*, Australian Accounting Research Foundation. (太田正博訳 [1992] 『資産の定義と認識』中央経済社)。
- Nissim, D. and S. Penman [2008], *Principles for the Application of Fair Value Accounting*, Columbia Business School. (角ヶ谷典幸・赤城諭士訳 [2012] 『公正価値のフレームワーク』中央経済社)。
- Paton, W. A. [1922], *Accounting Theory: With Special Reference to the Corporate Enterprise*, the Ronald Press Company.
- Solomons, D. [1986], *Making Accounting Policy: The Quest for Credibility in Financial Reporting*, Oxford University Press. (加藤盛弘監訳 [1990] 『会計原則と会計方針』森山書店)。
- Upton, W. S. [2009], IASB Staff Paper: *accompanying Discussion Paper DP/2009/2: Credit Risk in Liability Measurement*, International Accounting Standards Board.
- Vatter, W. J. [1947], *The Fund Theory of Accounting and Its Implications for Financial Reports*. The University of Chicago Press.
- 岩崎勇 [2014] 「会計主体論と概念フレームワーク：簿記処理との関連において」『日本簿記学会年報』第29号, 173-181頁。
- 鎌田信夫 [2015] 「会計主体論と資金の流れ」『経営情報学部論集』第29巻第1・2号, 中部大学経営情報学部, 73-94頁。
- 紙博文 [2004] 「現在価値測定序論」『経営情報研究：摂南大学経営情報学部論集』第12巻第1号, 85-101頁。
- 草野真樹 [2010] 「金融負債の公正価値測定の動向と報告企業の信用状態の変化」『会計』第178巻第4号, 153-160頁。
- 古賀智敏 [2000] 『価値創造の会計学』税務経理協会。
- 小見山隆行 [2013] 「会計主体論と企業会計グローバル化の課題」『愛知学院大学論叢・商学研究』第54巻第1号, 73-106

頁。

酒井治郎 [2007] 「会計主体論の研究序説」『立命館経営学』第46巻第4号, 53-65頁。

斎藤静樹 [2013] 『会計基準の研究<増補版>』中央経済社。

佐藤信彦 [1992] 「資産・負債の概念的依存性と賃借対照表示—オフバランス取引の両建表示と相殺表示に関連して」『産業経理』第52巻第2号, 113-121頁。

田中弘 [2003] 「時価会計の七不思議」『商経論叢』第38巻第3号, 神奈川大学, 47-67頁。

徳賀芳弘 [1982] 「アメリカにおける負債概念の変化に関する一考察(1)」『経済論究』第55号, 43-75頁。

徳賀芳弘 [1998] 「負債の公正価値評価—測定値の比較可能性という視点を中心として—」中野勳・山地秀俊編『21世紀の会計評論』勁草書房, 45-59頁。

徳賀芳弘 [2010] 「公正価値会計の行方」『企業会計』第62巻第1号, 18-21頁。

徳賀芳弘 [2011] 「負債と経済的義務」斎藤静樹・徳賀芳弘編『企業会計の基礎概念』中央経済社, 113-163頁。

松本敏史 [2002] 「対立的会計観の諸相とその相互関係」『大阪経大論集』第53巻第3号, 103-120頁。

山口忠昭 [2015] 「財務会計のフレームワークに関する考察—収益費用アプローチと資産負債アプローチを中心として—」『商経学叢』第62巻第2号, 近畿大学商経学会, 75-99頁。